府　令

○内閣府令第三十一号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年五月十四日

内閣総理大臣　菅　義偉

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十三　略］ 十四　賃貸住宅管理業者の登録及び監督に関すること。 ［十四の二～四十二　略］	（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十三　同上］ 十四　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 ［十四の二～四十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和三年六月十五日から施行する。

省　令

○総務省令第五十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第四号ヲの規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十四日

総務大臣　武田　良太

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入） **第十七条**　法第二条第四号ヲに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる特定の歳入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 ［一～五　略］ 六　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の十二の規定により起こした地方債に係る徴収の猶予がされた徴収金又は納税の猶予がされた国税に係る歳入　当該年度の前年度において起こした当該地方債の発行額 七　［略］	（地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入） **第十七条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］ 六　［同上］
（起債制限の特例となる地方債の借換え） **第十九条**　令第十三条第六号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　地方債の発行について同意又は許可を得て発行した地方債（地方財政法第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次号において同じ。）（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換え ［二　略］	（起債制限の特例となる地方債の借換え） **第十九条**　［同上］ 一　地方債の発行について同意又は許可を得て発行した地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次号において同じ。）（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換え ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。